

## 下諏訪町観光振興局 観光事業者等経営支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業績が著しく落ち込んでいる町内の宿泊事業者、観光事業者及び飲食店事業者を支援するため、下諏訪町観光振興局(以下「観光振興局」という。)の予算の範囲内で経営支援金を交付することについて定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 経営支援金 前条の目的を達するために観光振興局によって交付される支援金をいう。

(2) 観光宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する旅館業の許可を受け、町内において旅館業を営む者が設置する宿泊施設をいう。ただし、従業員等の福利厚生を目的とする保養所、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する施設、旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を行う宿泊施設その他観光客の宿泊に供されない宿泊施設を除く。

(3) 宿泊事業者 観光宿泊施設を営む者をいう。

(4) 観光事業者 主に観光客に対して商品やサービスを提供する町内の事業者であって、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める分類表のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に定める事業を主たる事業として営む者

イ ア以外のもので事業継続を支援する必要があると観光振興局長が認めるもの

(5) 飲食店事業者 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定により飲食店営業の許可を受け、かつ、日本標準産業分類に定める分類表における中分類76(飲食店)を町内において営む者をいう。ただし、チェーンストア(11以上の店舗を直接経営している同一法人が営む店舗をいう。)を除く。

### (支援対象者)

第3条 経営支援金の交付対象者は、次に掲げる者のうち、令和2年6月1日以前から事業を営むものであって、今後も営業を継続する意思があるものとする。

(1) 宿泊事業者

(2) 観光事業者

(3) 飲食店事業者のうち、常設の店舗を有し、及び営業しているもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象としない。

(1) 他の市町村等からこの要綱の規定による経営支援金と同様の趣旨の給付金等の交付を受けているもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員

(支援金の額)

第4条 経営支援金の額は、一事業者当たり10万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による経営支援金の交付は、同一の事業者につき1回に限るものとする。

(申請)

第5条 経営支援金の交付を受けようとする者は、観光事業者等経営支援金交付申請(請求)書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、観光振興局長に提出しなければならない。

(1) 現に営業活動を行っていることが分かる書類

(2) その他観光振興局長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和2年7月31日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 観光振興局長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、交付を行うことを決定したときは、観光事業者等経営支援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、交付を行わないことを決定したときは、観光事業者等経営支援金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 観光振興局長は、経営支援金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により経営支援金の交付の決定を受けたときは、経営支援金の交付の決定を取り消すものとする。

2 観光振興局長は、前項の規定により経営支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る経営支援金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、観光振興局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に経営支援金の給付を受けた者における第7条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

大分類	中分類	小分類	細分類
H（運輸業、郵便業）	4 3（道路旅客運送業）	4 3 2（一般乗用旅客自動車運送業）	4 3 2 1（一般乗用旅客自動車運送業）
		4 3 3（一般貸切旅客自動車運送業）	4 3 3 1（一般貸切旅客自動車運送業）
I（卸売、小売業）	6 0（その他の小売業）	6 0 9（他に分類されない小売業）	6 0 9 9（他に分類されないその他の小売業）
L（学術研究、専門・サービス業）	7 2（専門サービス業（他に分類されないもの））	7 2 9（その他の専門サービス業）	7 2 9 3（通訳業、通訳案内業）
N（生活関連サービス業・娯楽業）	7 8（洗濯・理容・美容・浴場業）	7 8 5（その他の公衆浴場）	7 8 5 1（その他の公衆浴場）
		7 9（その他の生活関連サービス業）	7 9 1 1（旅行業）
			7 9 1 2（旅行業者代理業）
7 9 9（他に分類されない生活関連サービス業）	7 9 9 9（他に分類されないその他の生活関連サービス業）		
O（教育、学習支援業）	8 2（その他の教育、学習支援業）	8 2 1（社会教育）	8 2 1 3（博物館、美術館）